

別記様式 1 (第 7 条関係)

協 定 書

宇和島市長 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) は、甲の制定した宇和島市開発行為に関する指導要綱 (以下「要綱」という。) 第 7 条の規定に基づき開発行為の適正な実施を図るため次のとおり協定する。

(開発行為を行う者の責務)

第 1 条 乙は、要綱に基づく甲の指示及び要綱第 8 条に定める技術基準に従って開発行為を行うとともに、要綱第 3 条各項に定める事業者の責務を遵守しなければならない。

(周知措置等)

第 2 条 乙は、開発行為の概要について付近地域住民に周知するため必要な措置を講ずるとともに、その理解と協力を得るよう誠意をもって努めなければならない。

(自然保護等)

第 3 条 乙は、開発行為を行うに当たっては、自然保護、希少野生動植物への配慮及び環境保全に対する措置を他に優先して講ずるものとする。

2 乙は、甲が別に基準を示して緑化を指示する場合のほか、開発行為に係る敷地内に樹木、花等を植栽し、緑豊かな環境づくりに努めるものとする。

(文化財等の保存保護)

第 4 条 乙は、開発行為を行うに当たって埋蔵文化財等の保存保護を適切に行うため、宇和島市教育委員会と事前に協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(災害の防止等)

第 5 条 乙は、工事の着手に当たっては、がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等災害の防止に対する万全の処置を講ずるほか、工事中の災害を未然に防ぐよう処置しなければならない。

2 開発行為に起因する災害が発生したときは、乙の責任において適切かつ速やかに処理しなければならない。

3 乙は、工事中使用する国道、県道、市道及び農道については充分維持管理を行い、通行に支障を来さないよう努めなければならない。

(調査及び報告)

第 6 条 甲は、必要があると認めるときは、その職員をして開発区域内に立ち入って調査をし、又は報告を求めることができる。

2 乙は、前項の立入り調査又は報告書の提出を拒んではならない。

(完了報告及び記録)

第 7 条 乙は、開発行為に係る工事に着手したとき又は完了したときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 乙は、工事中の工作物 (基礎、擁壁、配水管等) が地中に埋設され完成後確認の困難なものについては、写真等で記録をし、甲に報告しなければならない。

(公共施設用地の帰属)

第 8 条 都市計画法第 40 条の規定により、甲に帰属することとなる公共施設の用地については、開発行為の完了までに無償で甲に寄附するものとし、乙は、前条の規定による工事完了届の際、所有権移転等に必要な市が別に定める要領に基づき書類を甲に提出しなければならない。

(公共施設の帰属)

第 9 条 都市計画法第 39 条の規定により、甲の管理に属することとなる公共施設は、開発行為の完了と同時に無償で甲に寄附するものとし、乙は、第 7 条の規定による工事完了届の際、市が別に定める要領に基づき書類を甲に提出しなければならない。

(権利義務の承継等)

第 10 条 乙が開発行為に係る事業の地位を第三者に承継させるときは、書面をもってこの協定に基づく乙の地位を承継する旨の特約を定めるものとする。

2 乙は、宅地分譲等により開発行為に係る土地を他人に譲渡する場合において、この要綱等に基づく乙の債務及び努力義務の未済分があるときは、当該売買契約等においてこれを明記し、譲受人が履行することについての特約を定めなければならない。

(賠償責任)

第 11 条 乙の行う開発行為により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、一切の賠償の責任を負うものとする。

(特約事項)

第 12 条 乙は、開発行為の適正な施行を図るため前各条に定めるもののほか、別記特約事項について、これを誠実に履行するものとする。

(その他の事項)

第 13 条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲、乙協議して処理するものとする。

以上の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宇和島市長

印

乙 住所

氏名

印